



島根県報

平成16年 6 月29日 (火)
号外 第 84 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

| | | |
|------------------------------|-------------|---|
| 技能労務職員の給料の特例に関する規則の一部を改正する規則 | (人 事 課) | 2 |
| 青年農業者初期経営安定資金貸与規則 | (農 業 経 営 課) | 2 |

教委規則

| | | |
|-------------------------|----------|----|
| 労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 | (教育庁総務課) | 10 |
|-------------------------|----------|----|

公布された条例等のあらまし

技能労務職員の給料の特例に関する規則の一部を改正する規則 (規則第56号)

1 規則の概要

(1) 給料の減額率の改正

| 対 象 | 改 正 前 | 改 正 後 |
|-------|---------|---------|
| 全 職 員 | 100分の 3 | 100分の 6 |

(2) 減額期間の改正

給料の減額期間を平成18年度まで1年間延長することとした。

(3) 経過措置

平成16年 8 月 1 日から平成17年 3 月31日に限り、減額率を次のとおりとする経過措置を設けることとした。

| 対 象 | 減 額 率 |
|----------------|---------|
| 職務の級が 1 級であるもの | 100分の 4 |
| 職務の級が 2 級であるもの | 100分の 5 |

2 施行期日等

平成16年 8 月 1 日から施行し、この規則による改正後の技能労務職員の給料の特例に関する規則の規定は、平成16年 8 月分以後の給料の月額について適用することとした。

青年農業者初期経営安定資金貸与規則 (規則第57号)

1 規則の概要

(1) 目的

青年農業者に初期経営の安定を図るための資金の貸付けを行う市町村に対し、当該貸付に必要な資金を貸与することにより、本件の区域内の農業の担い手を育成確保することを目的とすることとした。(第 1 条関係)

(2) 定義

この規則における「青年農業者」を定義することとした。(第 2 条関係)

(3) 青年経営安定資金の貸与

青年経営安定資金の貸与に関する事項を定めることとした。(第 3 条 第10条関係)

- (4) 貸与資金の返還
貸与資金の返還に関する事項を定めることとした。(第11条関係)
 - (5) 返還の免除
貸与資金の返還の免除に関する事項を定めることとした。(第12条関係)
 - (6) 延滞金
貸与資金の返還における延滞金について定めることとした。(第13条関係)
 - (7) その他
その他必要事項について定めることとした。(第14条 第16条関係)
- 2 施行期日
平成17年4月1日から施行することとした。

規 則

技能労務職員の給料の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年6月29日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第56号

技能労務職員の給料の特例に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給料の特例に関する規則(平成15年島根県規則第34号)の一部を次のように改正する。

本則中「平成18年3月31日」を「平成19年3月31日」に、「100分の3」を「100分の6」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成16年8月1日から施行し、この規則による改正後の技能労務職員の給料の特例に関する規則(以下「新規則」という。)の規定は、平成16年8月分以後の給料の月額について適用する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日から平成17年3月31日までの間における新規則の規定の適用については、新規則本則中「100分の6」とあるのは、技能労務職員の給与に関する規則(昭和32年島根県規則第55号)第2条第1項に規定する給料表の適用を受ける技能労務職員のうちその職務の級が1級のものにあつては「100分の4」と、2級のものにあつては「100分の5」とする。

青年農業者初期経営安定資金貸与規則をここに公布する。

平成16年6月29日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第57号

青年農業者初期経営安定資金貸与規則

(目的)

- 第1条 この規則は、青年農業者に初期経営の安定を図るための資金の貸付けを行う市町村に対し、当該貸付けに必要な資金を貸与することにより、本県の区域内(以下「県内」という。)の農業の担い手を育成確保することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規則において「青年農業者」とは、次に掲げる要件のすべてを満たす者をいう。

- (1) 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成7年法律第2号。以下「法」という。)第4

条第 1 項の認定を、知事が別に定める期間において受けた者

- (2) 前号の認定の時に、法第 2 条第 1 項第 1 号に該当する者
- (3) 認定就農計画（法第 2 条第 2 項に規定する認定就農計画をいう。次号において同じ。）に基づく12月以上の研修を終了した者
- (4) 認定就農計画に従って、県内で新たに自ら農業の経営を開始し、専門的に農業に従事する者
（青年経営安定資金の貸与）

第 3 条 県は、青年農業者に無利息で初期経営の安定を図るための資金の貸付けを行う市町村に対し、予算の範囲内において当該貸付けに必要な資金の 2 分の 1 を超えない額の資金（以下「青年経営安定資金」という。）を無利息で貸与する。

（貸与金額）

第 4 条 青年経営安定資金の額は、月額75,000円以内とする。

（貸与期間）

第 5 条 青年経営安定資金を貸与する期間（以下「貸与期間」という。）は、第 7 条の規定により知事が青年経営安定資金の貸与を決定した日（一の青年農業者に係る貸与の決定が複数回ある場合にあっては、最初に貸与を決定した日）の属する月から 2 年以内とする。

（貸与の申請）

第 6 条 青年経営安定資金の貸与を受けようとする市町村は、青年農業者初期経営安定資金貸与申請書（様式第 1 号）を知事に提出しなければならない。

（貸与の決定等）

第 7 条 知事は、前条に規定する申請に基づき、青年経営安定資金を貸与するかどうかを決定し、その旨を市町村に通知するものとする。

（青年経営安定資金の請求）

第 8 条 市町村は、前条に規定する貸与の決定通知を受領したときは、青年農業者初期経営安定資金貸与請求書（様式第 2 号）を当該決定通知の日から 1 月以内に知事に提出しなければならない。

（青年経営安定資金の貸与方法）

第 9 条 知事は、前条に規定する貸与請求書を受領したときは、青年農業者初期経営安定資金借用証書（様式第 3 号）と引換えに青年経営安定資金を貸与する。

（償還期間等）

第10条 青年経営安定資金の償還の期間、方法及び期日は、次の表のとおりとする。

| 償 還 期 間 | 償 還 方 法 | 償 還 期 日 |
|-------------------------|----------|-------------------------------------|
| 9 年以内（ 5 年以内の据置期間を含む。 ） | 元金均等年賦償還 | 毎年 3 月25日（当日が金融機関の休日に当たる場合は、その翌営業日） |

（繰上償還）

第11条 市町村は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、青年経営安定資金の全部又は一部を繰上償還しなければならない。

- (1) 市町村から資金の貸付けを受けた青年農業者が県内において専門的に農業に従事しなくなったとき（疾病、負傷その他やむを得ない事由により農業に従事できなくなったときを除く。 ）。
 - (2) 貸与金額又は貸与期間を変更させる事由のあったとき。
 - (3) 市町村から資金の貸付けを受けた青年農業者が繰上償還を行ったとき。
- 2 前項の規定により青年経営安定資金を繰上償還しなければならない市町村は、その事由が生じた日から起算して 1 月以内に青年農業者初期経営安定資金繰上償還明細書（様式第 4 号）を知事に提出しなければならない。
- 3 第 1 項の規定による繰上償還は、青年経営安定資金の貸与を受けた期間の 2 倍に相当する期間内に行わなければならない。

ない。

(返還の免除)

第12条 貸付金の返還債務の免除に関する条例(昭和59年島根県条例第12号)第2条の規定により債務の免除を受けようとする市町村は、青年農業者初期経営安定資金返還免除申請書(様式第5号)に債務の免除を受けようとする事由を証明し得る書類を添え、知事に提出しなければならない。

2 債務の免除を受けた市町村は、青年農業者に対する当該貸付金の返還の債務を当該債務の免除を受けた額と同額以上免除しなければならない。

(延滞金)

第13条 市町村は、正当な理由がなく青年経営安定資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、返還すべき額につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。ただし、その金額が10円未満であるときは、この限りでない。

(届出)

第14条 市町村は、資金を貸し付けた青年農業者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 県内において専門的に農業に従事しなくなったとき。
- (3) 死亡したとき。

(書類の経由)

第15条 この規則の規定により知事に提出する書類は、所轄の支庁長又は農林振興センター所長を経由しなければならない。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、青年経営安定資金の貸与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

様式第 1 号 (第 6 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

市町村長 氏 名 印

青年農業者初期経営安定資金貸与申請書

資金の貸与を受けたいので、青年農業者初期経営安定資金貸与規則第 6 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 貸与対象期間

年 月 から 年 月 まで

2 貸与を受けたい額、青年農業者への貸付額及び負担区分

| 貸与を受けたい額 (県から市町村が貸与を受ける額) | 青年農業者への貸付額 | 負 担 区 分 | |
|------------------------------|------------|---------|-----|
| | | 市 町 村 費 | 県 費 |
| 円 | 円 | 円 | 円 |

3 対象となる青年農業者

住 所

氏 名

生 年 月 日 (年 齢)

就農年月日

4 添付書類

- (1) 就農届
- (2) 研修終了確認書
- (3) 当該貸付金に関する市町村の規程等
- (4) その他知事が必要と認める書類

様式第2号(第8条関係)

年 月 日

島根県知事 様

市町村長 氏 名

青年農業者初期経営安定資金貸与請求書

年 月 日付け 第 号で貸与決定通知のあった青年農業者初期経営安定資金について、
下記のとおり請求します。

記

| | | | | | | | |
|------|----|--|--|---|--|--|---|
| 請求金額 | 百万 | | | 千 | | | 円 |
| | | | | | | | |

様式第 3 号 (第 9 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

市町村長 氏 名 印

青年農業者初期経営安定資金借用証書

| | | | | | | | |
|------|----|--|--|---|--|--|---|
| | 百万 | | | 千 | | | 円 |
| 借用金額 | | | | | | | |

青年農業者初期経営安定資金貸与規則に基づき、下記条件を承認の上、上記金額を借用しました。

記

- 1 貸付利息 無利子
- 2 元金の支払期日 毎年 3 月25日
- 3 元金の支払額 各支払期日における元金の支払額は、知事から別途送付される青年農業者初期経営安定資金借入台帳の償還年次表による。
- 4 延滞金 延滞元金につき年14.6パーセント
- 5 元金の支払場所 知事の指定する金融機関

様式第4号(第11条関係)

年 月 日

島根県知事 様

市町村長 氏 名 印

青年農業者初期経営安定資金繰上償還明細書

青年農業者初期経営安定資金貸与規則第11条第2項の規定により下記のとおり繰上償還します。

記

| 借 用 年 度 | 貸与決定年月日 | 借 用 額 | |
|-------------|---------------|-----------|---------|
| | | | |
| 繰 上 償 還 事 由 | | 繰 上 償 還 額 | |
| | | | |
| 繰上償還の期間 | 年 月 から 年 月 まで | | |
| 償 還 期 日 | 償 還 金 額 | 償 還 期 日 | 償 還 金 額 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

様式第 5 号 (第12条関係)

年 月 日

島根県知事 様

市町村長 氏 名 印

青年農業者初期経営安定資金返還免除申請書

貸与を受けた資金の返還の債務の免除を受けたいので、青年農業者初期経営安定資金貸与規則第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 借用金額 円
- 2 返還未済額 円
- 3 免除を受けようとする額 円
- 4 免除を受けようとする事由
- 5 添付書類 免除を受けようとする事由を証する書類

教 育 委 員 会 規 則

労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年6月29日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第21号

労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

労務職員の給与に関する規則（昭和32年島根県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成18年3月31日」を「平成19年3月31日」に、「及び技能労務職員の給料の特例に関する規則（平成15年島根県規則第34号）の規定」を「、技能労務職員の給料の特例に関する規則（平成15年島根県規則第34号）の規定及び技能労務職員の給料の特例に関する規則の一部を改正する規則（平成16年島根県規則第56号）附則第2項の規定」に改める。

附 則

この規則は、平成16年8月1日から施行し、この規則による改正後の附則第4項中技能労務職員の給料の特例に関する規則の規定を準用する規定は、平成16年8月分以後の給料の月額について適用する。